

核兵器禁止条約の採択を歓迎し、核兵器廃絶と日米安保の廃棄にむけて奮闘する(談話)

2017年7月10日
安保破棄中央実行委員会
事務局長 東森英男

国連本部で開かれていた核兵器禁止条約制定に向けた交渉会議は7月7日、核兵器廃絶に向けた条約を採択しました。

私たちは、条約採択の歴史的、画期的な意義を確認し心から歓迎するとともに、核兵器廃絶に向けて新たな運動をすすめる決意を表明します。

条約は、「核兵器のない世界」をめざし、核兵器の「開発、実験、生産、製造、取得、所有、貯蔵」、「使用、使用の威嚇」保有などを禁止するとともに、締約国の領土と管轄地域への核兵器の「配置、導入、配備の許可」を禁止しました。条約は、前文で、「核兵器のあらゆる使用がもたらす破滅的な人道的結果を深く憂慮する」とし、「核兵器を完全に廃棄する」としています。また、条約では、ヒバクシャなど市民的良心の役割を強調しています。

このような条約が採択されたことは、戦争被爆国である日本国民をはじめとする世界の市民の運動と多数の政府の長年にわたる核兵器廃絶を求める運動の到達点の反映です。

この条約の採択は、核兵器のない世界に向けた新たな重要な一歩であり、世界諸国民の運動をさらに強めて、核兵器のない世界を実現しなければなりません。

その点で、唯一の戦争被爆国である日本政府が会議に参加しなかったことは断じて許されないものです。

日米安保条約は「核安保」であり、日本を、核攻撃を含む米軍の出撃基地とするものとなっています。そのことは、1960年に改定された日米安保条約にもとづいて核兵器を日本に持ち込む秘密協定が存在し、1972年の沖縄返還にかかわっても沖縄への核再持込についての密約を米国政府自身が明らかにしています。今回の条約採択は核兵器の違法化によって日米安保条約の今後の運用に重要な前進的影響をもたらします。

私たちは、歴史的な到達点を踏まえて、諸団体のみなさんとともに核兵器廃絶に向けて奮闘するとともに、核兵器との関係でもあらためて日米安保条約の問題点を明らかにし、日米安保条約廃棄に向けて取り組みを強化するものです。

以上